

事務連絡
令和2年4月23日

各高齢者福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長

緊急事態宣言等を踏まえた高齢者福祉施設・事業所の対応について

平素から、高齢者福祉施策に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全都道府県に拡大され、さらに本日、知事から同法第24条第9項に基づく休業要請を行う方針が示されたところですが、県内の高齢者福祉施設・事業所におかれましては、以下の点にご留意の上、ご対応くださるようお願いいたします。

記

1 サービスの提供について

今般の県の休業要請において、高齢者福祉施設・事業所は対象外でありますので、従来の基本的な取組みが変わるものではありません。介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、これまでの通知に基づき感染拡大防止の徹底に努めた上で、利用者に対して必要なサービスを提供してください。

2 入所施設、居住系サービス又は訪問系サービスについて

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を踏まえ、感染拡大防止の取組みを行い、事業継続に努めるようお願いいたします。

3 通所又は短期入所サービス等について

利用者の状況や家族の状況を踏まえ、サービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、介護が必要な利用者に対するサービスの提供を継続していただくようお願いいたします。

なお、利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があります。

ただし、休業する場合においても、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うとともに、居宅介護支援事業所と連携の上、休業する事業所が訪問サービス等の適切な代替サービスを検討・確保されますようお願いいたします。

(参考)

- 令和2年4月15日付け事務連絡愛媛県保健福祉部長通知「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応の徹底について(第6報)」
- 知事書簡(令和2年4月16日付け)「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底について」

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課 介護事業者係
TEL : 089-912-2432

令和 2 年 4 月 15 日

各社会福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の
対応の徹底について（第 6 報）

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応の徹底については、令和 2 年 2 月 27 日、3 月 2 日、3 月 10 日、3 月 27 日、4 月 3 日付け事務連絡通知により周知しているところですが、県内においてクラスターとなる事例が発生したこと、県内の高齢者福祉施設において 3 次感染となる事例が発生したこと、県内において感染経路不明の感染者が増加していることを鑑み、改めて県内各社会福祉施設・事業所におかれては、施設内感染対策の徹底に努めるとともに、特に下記事項に留意し、職員自身が感染源とならないよう、また、外部からの感染防止を強化し万全の対策を取っていただきますようお願いいたします。

※（別紙）下線部は今回の通知で追記・修正した箇所です。

（特に留意する事項）

- 1 面会については、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。
- 2 職員や利用者のみならず、面会者や委託業者等に対しても、感染症対策を徹底すること。
- 3 37.5℃以上の発熱等（以下「発熱等」という。）の症状が認められる職員は出勤を行わないことを徹底すること。
- 4 職員及び利用者は、集団感染が発生した場の共通点を踏まえ「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」が重なるような集まりを避ける等の対応を徹底すること。
- 5 委託業者等については、物品の受け渡しは玄関など施設の限られた場所で行い、発熱等が認められる場合には施設内への立ち入りを断ること。

【担当課】

（救護施設関係）

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

（保育所等関係）

子育て支援課保育・幼稚園係 Tel：089-912-2412

（放課後児童クラブ等関係）

子育て支援課子育て支援企画係 Tel：089-912-2413

（児童養護施設等関係）

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

（障がい福祉施設関係）

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

（高齢者福祉施設関係）

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

(別紙)

I 共通事項

1 職員及び利用者（以下利用者等）への対応について

- (1) 利用者等のみならず、面会者や委託業者等、利用者等と接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による対策を徹底すること。
- (2) 発熱等の症状が認められる職員は出勤を行わないことを徹底すること。
- (3) 利用者等は、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。
- (4) 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう利用者のケア記録、直近2週間の勤務表等の記録を準備しておくとともに、濃厚接触者となる利用者等の特定の際には、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。
- (5) 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は速やかに市町に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

2 新型コロナウイルス感染が疑われる者等への対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、保健所の指示を受けること。

【新型コロナウイルスの感染が疑われる者】

社会福祉施設等の利用者等で、風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者、妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者。

- (2) 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者や、適切な感染の防護なしに介護等していた者等を、濃厚接触が疑われる利用者・職員として特定し、適切な対応を行うこと。
- (3) 濃厚接触が疑われる職員は、発熱等の症状がある場合、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応すること。
- (4) 保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

- (5) 複数のサービス事業所を併設する事業所においては、利用者等の事業所間の往来を可能な限り避け、感染拡大防止に努めること。
- (6) 感染者については、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこと。また、感染が確定した場合は、速やかに市町及び管轄地方局地域福祉課へ事故報告するとともに、県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定に協力すること。

II 入所施設・居住系サービスにおける留意点

1 利用者等への対応について

- (1) リハビリテーション等共有スペースで実施する際は、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小のほか、定期的に換気や手が届く範囲以上の距離を確保するなど、感染拡大防止の対策を講じた上で実施すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染が発生または、疑われる者が発生した場合には、速やかに施設長等に報告し施設内で情報共有するとともに、保健所の指示に従い、指定権者及び当該利用者の家族等にも報告すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染者の居室や、利用した共用スペース等の消毒・清掃を実施すること。
- (4) 保健所により濃厚接触者とされた利用者を原則個室に移す、疑いがある利用者とその他の利用者の介護等の担当職員を分けるなど、感染拡大に留意すること。
(濃厚接触が疑われる利用者に対しても同様)
なお、詳細な対応方法や個別のケア等の実施に当たっての留意点については、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等を参照すること。

2 面会及び施設への立ち入りについて

- (1) 面会については、緊急やむを得ない場合を除き制限し、テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫を検討すること。やむを得ず面会を要する場合においても、面会者の発熱等が認められる場合には面会を断ること。
- (2) 委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設等の限られた場所で行い、発熱等が認められる場合には施設内への立ち入りを断ること。
- (3) 面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。

Ⅲ 通所・短期入所等サービスにおける留意点

1 利用者等への対応について

(1) 送迎（登園等）に当たっては、送迎車に乗車（登園等）する前に、発熱等が認められる場合には、利用を断ること。

(2) 発熱等により利用を断った利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に相談し、訪問介護等の提供を検討すること。

(3) リハビリテーション等のサービスを提供する場合には、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数を減らすほか、定期的な換気や利用者同士の距離について配慮するなど感染拡大防止の対策を講じること。

(4) 新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合には、速やかに管理者等に報告し施設内で情報共有するとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告すること。

(5) 新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等の消毒・清掃を実施すること。

(6) 保健所により濃厚接触者とされた利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保すること。

なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

2 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

(1) 当該利用者に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請すること。

(2) 感染性の発生状況等により、提供するサービスの全部又は一部の休業を要請することがあること。

Ⅳ 居宅を訪問して行うサービス等における留意点

1 利用者等への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合には、速やかに管理者等に報告し事業所内で情報共有を行い、指定権者及び当該利用者の家族等に報告すること。

(2) 保健所により濃厚接触者とされた利用者について、居宅介護支援事業所等は、

保健所と相談し、訪問介護の必要性を再度検討したうえで、生活に必要なサービスを確保すること。

2 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とされた利用者へのサービス提供時の留意点について

(1) 地域の保健所とよく相談した上で担当職員を分けて対応する、訪問時間を可能な限り短くする、最後に訪問する等、感染防止策を徹底すること。

(2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等の訪問介護員等については、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

なお、詳細な対応方法や個別のケア等の実施に当たっての留意点については、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等を参照すること。

V その他

当該感染症については、日々状況が変化しているところであり、厚生労働省のホームページに掲載される事務連絡等により、最新情報を確認し、対応に遺漏のないよう努めること。

最新の情報及びこれまでの厚生労働省等からの通知については、下記、関連リンクを参照すること。

関連リンク

【厚生労働省関係】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」を参照。

【愛媛県関係】

○児童福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20300/kosodate/singatakorona.html>

○障がい福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

○高齢者福祉施設関係

介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/index.html>

令和2年4月16日
愛媛県知事 中村 時広

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底について

国内外で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、社会福祉の最前線で御活躍されている皆様におかれましては、高齢者や基礎疾患がある方など重症化のリスクの高い利用者へ継続的なサービスを行っておられることに心から感謝申し上げますとともに、どんなに困難な状況であっても利用者のために献身的に従事する姿に、心より敬意を表します。

さて、今般の松山市のサービス付き高齢者向け住宅における新型コロナウイルス集団感染事例においては、本来2週間の自宅待機を行うべき濃厚接触者となった職員がサービス提供を続けたことで、利用者への感染拡大が懸念される状況となっております。

そこで、改めて、皆様にお願いがございます。

県外では社会福祉施設における大規模な集団感染事例も発生している中、利用者との距離が近い社会福祉施設等においては、感染拡大防止対策の徹底が何よりも大切です。職員全員が濃厚接触者となり、事業所としてサービスの継続ができなくなる事態を避けるため、「利用者ごとに担当を固定する」「受け持ちのフロアやユニットを固定する」などのリスク分散を行うほか、職員が不足する事態に備え、代替措置の確保など事業者間の連携に努めてください。

また、新型コロナウイルスの特徴として、高齢者や基礎疾患のある方が特に重症化しやすいと指摘されていることを踏まえ、万が一、感染者が発生した場合においても、利用者へ感染を拡大させることのないよう、次の点に特にご留意ください。

- ・職員が濃厚接触者となった場合は、即時に出勤を停止し、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。また、職場復帰時期についても、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従うこと。
- ・利用者が濃厚接触者となった場合は、入所系の利用者は個室へ移動、居宅系の利用者は自宅待機とし、保健所の指示に従うとともに、必要なサービスを継続する際には、担当者を分ける等の感染拡大防止に努めること。

なお、社会福祉施設等に勤務する皆様におかれましては、施設・事業所内にウイルスを持ち込むことのないよう、改めて次の予防策の徹底に努めてください。

- ・面会については、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。
- ・マスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の励行、共用部分のこまめな消毒などの感染症対策を徹底すること。
- ・発熱等の症状が認められる職員は出勤を行わないことを徹底すること。

県内でも感染経路が特定できていない感染事例が複数発生しており、4月13日から26日までの約2週間、県民の皆様へ「緊急事態回避行動」について強く要請させていただいているところでありますが、特に社会福祉施設等で従事する皆様には、

1. 「うつらないよう自己防衛！」
2. 「うつさないよう周りに配慮！」
3. 「県外や不要不急の外出自粛！」

の3点をしっかり守っていただき、県内感染拡大の防止に協力いただくとともに、絶対に利用者へ感染させないという意識を強くもって御対応いただきますようお願いいたします。